

京都市教育委員会教育長訓令甲第16号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条指導室の款下京区統合小学校開設準備室の項及び東山区小中一貫校開設準備室の項を次のように改める。

下京涉成小学校開設準備室

- (1) 下京涉成小学校の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 下京涉成小学校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 下京涉成小学校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

開晴小中学校開設準備室

- (1) 開晴小学校及び開晴中学校の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 開晴小学校及び開晴中学校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 開晴小学校及び開晴中学校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)